確認を受ける施設・事業の 運営基準について

平成26年3月25日(火) 松戸市 子育て支援課

1. 給付制度における確認制度について

(1)市町村による施設・事業の「確認」

• 市町村は認可を受けた施設(認定こども園・幼稚園・保育所)及び事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)に対し、その申請に基づき、1号・2号・3号の認定区分ごとの利用定員を定めたうえで給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払う。

(2)「確認」を受ける施設・事業の要件

- 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可基準」等を満たしていること。
- 市町村の条例で定める運営に関する基準(<u>運営基準</u>)を満たすこと。
 - ※新制度の施行の際に存在する既存の認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受け確認があったものとみなされる(みなし確認。施行日の前日までに特段の申し出があった場合を除く。)

(3)「確認」制度における業務管理体制と情報公表について

• (2)に加えて、施設・事業者に対して、子ども・子育て支援法において、「①業務管理体制の整備」、「②教育・保育に関する情報の報告及び公表」が求められている。

(参考)「認可」と「確認」の関係について

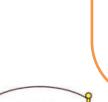
★「認可」を受けた施設・事業が給付(財政措置)の対象となるために、市町村の「確認」 が必要となる。

「認可」

事業を行ううえで、認可権者が定める基準(設備・運営)を 遵守しなければならない。

- ●認定こども園:認定こども園法(第13条等)
- ●幼稚園:学校教育法(第3条)
- ●保育所:児童福祉法(第45条) 認可権者:都道府県・指定都市・中核市
- ●家庭的保育事業等:児童福祉法(第34条の16) 認可権者:市町村
 - → 地域型保育事業認可基準(条例)
 - ※ 国が定める基準(厚生労働省令)を踏まえ、市町村が 条例策定

※認定こども園法、学校教育法、児童福祉法の条文についてはすべて子ども・子育て関連3法による改正後のもの



「確認」

- ① 教育・保育施設の区分及び地域型保育の種類に応じ、認可権者が定める基準(設備・運営)を遵守しなければならない。
- ② 市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならない。
 - → 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準 (条例)
 - 特定教育・保育施設の運営に関する基準(子ども・子育 て支援法第34条)
 - 地域型保育事業の運営に関する基準(子ども・子育て 支援法第46条)
 - ※ 国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が 条例策定







支給認定(条例)



給付制度による 教育・保育の提供

(参考) 子ども・子育て支援給付の類型について

(教育・保育給付のみ抜粋して掲載)

種別		施設または事業	類型	認可基準	確認
教育•保育 給付	施設型給付	認定こども園	幼保連携型	県	市
			保育所型		
			幼稚園型		
			地方裁量型		
		幼稚園	_		
		保育所	_		
	地域型保育給付	小規模保育事業	A型	市	
			B型		
			C型		
		家庭的保育事業	_		
		居宅訪問型保育事業	-		
		事業所内保育事業	_		

2. 市町村が条例で定める運営基準について

- ●確認を受ける施設・事業者に対しては、以下の事項が求められる。
 - ①学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可基準」を満たすこと。
 - ②市町村の条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすこと。
- ●市町村で定める運営基準の策定(子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項)

運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する。

(国が定める基準)

- ○「利用定員」「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保 及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従 うべき基準」
- それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

(松戸市の対応方針)



- 利用定員」については、従うべき基準であり、国の基準どおりとする。
- ② 「運営基準」については、従うべき基準と参酌すべき基準が混在しているが、 基本的には国の基準どおりとする。

(参考)運営基準における「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

〇従うべき基準 :法令の「従うべき基準と異なる」内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定

めることは許容

○参酌すべき基準 : 法令の「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

3. 利用定員の設定方法について

確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号・2号・3号認定の区分ごとに利用定員を定める。 (認可定員の範囲内で利用定員を設定)(子ども・子育て支援法第31条、第43条)

	満3歳以上		満3歳未満			
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)			
特定教育•保育施設(施設型給付)						
幼保連携型認定こども園	O(% 1)	0	O(※ 1)			
幼稚園型認定こども園	0	0	O(% 1)			
保育所型認定こども園	0	0	O(% 1)			
地方裁量型認定こども園	0	0	O(<u></u> %1)			
保育所	(%3)	O(<u></u> %2)	O(% 2)			
幼稚園	0	(%3)				
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)						
小規模保育	(%3)	(%3)	0			
家庭的保育	(%3)	(%3)	0			
居宅訪問型保育	(%3)	(%3)	0			
事業所内保育	(%3)	(%3)	〇(従業員枠・地域枠)			

^{※1} 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみの設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。

4. 運営に関する基準について

〇 現在、国の子ども・子育て会議で、運営基準に規定することを検討されている事項は 次のとおり。

分類	事項
(1)利用開始に伴う基準	①内容・手続きの説明、同意、契約 ②応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) ③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ④支給認定証の確認、支給認定申請の援助
(2)教育・保育の提供に 伴う基準	①幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ②子どもの心身の状況の把握 ③子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ④連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ⑤利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) ⑥利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) ⑦特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
(3)管理・運営等関する 基準	 ①施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示 ②秘密保持、個人情報保護 ③非常災害対策、衛生管理 ④事故防止及び事故発生時の対応 ⑤評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ⑥苦情処理 ⑦会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等) ⑧記録の整備 ⑨管理・運営に関するその他の事項
(4)撤退時の基準	①確認の辞退·定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

分類(1) 利用開始に伴う基準

事 項

①内容・手続きの説明、同意、契約

教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。 <事前説明を要する事項(施設・事業の選択に資すると認められる事項)>

- ・運営規程の概要 ※後述
- 苦情処理体制 ※後述
- 事故発生時の対応 ※後述

事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。 その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。

②応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)

利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 「正当な」理由は、

- ①定員に空きがない場合、
- ②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選者が必要)、
- ③その他特別な事情がある場合などを基本とする。

③については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の 設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱いについて国から示されることになる。

※その際には、情報公表、代行徴収制度の有無や措置制度(児童福祉法)との関係、直接契約と委託の違い等についても留意される。

③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。

教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」などに基づく選考。

·保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。

·特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考。

④支給認定証の確認、支給認定申請の援助

保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。

※ 教育標準時間認定の申請については、利用施設の内定後に、認定こども園・幼稚園を通じて簡素に手続きを行うことを可能とする。

分類(2) 教育・保育の提供に伴う基準

事 項

①幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領(仮称)、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。

②子どもの心身の状況の把握

※ 現在のところ国から示されていない

③子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)

1)利用児童の平等取扱い

入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。

2) 虐待等の禁止

職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

3) 懲戒に係る権限の乱用防止

懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。

④連携施設との連携(地域型保育事業のみ)

地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。

特に、「保育内容に関する支援」として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、「卒園後の受け皿」として、連携施設に優先的な利用枠 を設ける場合などの経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき事項については、協定書(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係 にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。

分類(2) 教育・保育の提供に伴う基準

事 項

⑤利用者負担の実費徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)

施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。

□公立・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱い、実費徴収に限度を設けるかどうか等の実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る 補足給付を行う事業(地域子ども・子育て支援事業)とも密接に関連することから、教育・保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ明示する。

⑥利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)

給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通 知することを求めることとする。

(7)特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育(※)を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ 認可基準等によることを基本とする。

- ※「特別利用保育」: 教育標準時間認定(1号)子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る)から受ける保育をいう。
- ※「特別利用教育」: 満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る)から受ける教育をいう。
- ※「特別利用地域型保育」:教育標準時間認定(1号)子ども及び満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。

分類(3) 管理・運営に関する基準

事 項

①施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示

運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。

<運営規程>

- 1.施設・事業の目的及び運営の方針
- 2.提供する教育・保育の内容
- 3.職員の職種、員数及び職務の内容
- 4.教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)
- 5.利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
- 6.利用定員(確認制度上の定員設定)
- 7.施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)
- 8.緊急時等における対応方法
- 9.非常災害対策
- 10.虐待防止のための措置に関する事項
- 11.その他施設・事業の運営に関する重要事項

②個人情報保護(秘密保持)

施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講ずることとする。 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。

③非常災害対策、衛生管理

施設・事業については、非常災害にかかる計画、関係機関への通報、連携体制等を整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。 また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。

④事故発生及び事故発生時の対応

事故の発生(再発)防止ための措置を講じ、事故発生時の保護者(家族)や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。

⑤評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)

自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。

学校関係者(保護者等)評価、第三者評価については、受審に努めることとする。

分類(3) 管理・運営に関する基準

事 項

⑥苦情処理

苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。

苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。

⑦会計処理

施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求める。

公費の透明性確保の観点から、施設・事業ごとの区分経理を求める。その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。

※ 給付費(委託費)の使途について、区分経理と情報公表を前提とした上で、使途制限を設けるかどうか等は、国の検討を踏まえて明示する。

⑧記録の整備

※ 現在のところ国から示されていない

⑨管理・運営に関するその他の事項

ア) 勤務体制の確保

適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。

イ)誇大広告の禁止

その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。

分類(4) 撤退時の基準

事 項

①確認の辞退、定員減少における対応(利用者の継続のための便宜提供等)

給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされているが、その際、施設・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

また、上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする